

4 平成28年1月から、マイナンバーが必要となる手続きの際には、 「マイナンバーの確認」と「本人確認」が必要となります。

マイナンバーを利用する金沢市での主な行政手続きは次のものです。

社会保障の分野

- （子育て）児童手当、児童扶養手当、保育所等への入所、就学援助 など
- （医 療）国民健康保険の加入や脱退の届出、保険給付の申請 など
- （高齢者）介護保険、養護老人ホームへの入所 など
- （障害のある方）身体障害者手帳の交付、特別児童扶養手当・障害福祉サービス等の利用 など
- （その他）市営住宅への入居、生活保護 など

税の分野

- 個人市県民税（平成29年度分以降）の申告、固定資産税（償却資産）の申告 など
- マイナンバーの利用は、法令または条例に規定された特定の事務に限ります。

**市役所や税務署等の窓口へお越しになるときは、
「個人番号カード」か、「通知カード」と「本人確認書類※」を
忘れずにお持ちください。**

※運転免許証・写真付き住基カード・在留カード・身体障害者手帳・パスポートなどのうち1点
（お持ちでない場合は、保険証・介護保険証・年金手帳・学生証などから2点）

個人情報には十分に守られる仕組みになっています

- 法令または条例に規定があるものを除き、マイナンバーの利用・収集は禁止
- 第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督
- 法律に違反した場合、従来に比べ罰則を強化
- 行政機関間の情報のやりとりには、マイナンバーを直接使わない、
通信する場合は暗号化を行う など

ご注意ください!!

金沢市から電話でマイナンバーをお尋ねすることはありません。知らない会社などから、
電話でマイナンバーを聞かれても、不用意に教えないように気をつけましょう。

マイナンバーの通知カード、個人番号カードに関するお問い合わせは

専用回線：076-220-2150（金沢市役所 市民課マイナンバー専用窓口）
FAX：076-224-2163 E-Mail：shimin@city.kanazawa.lg.jp
受付時間：平日 午前9時～午後5時45分（土日祝日・年末年始を除く）

●マイナンバーの制度全般についてのお問い合わせは

電話：0570-20-0178（内閣府コールセンター）
受付時間：平日 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

平成27年8月時点での情報を基に作成しています。

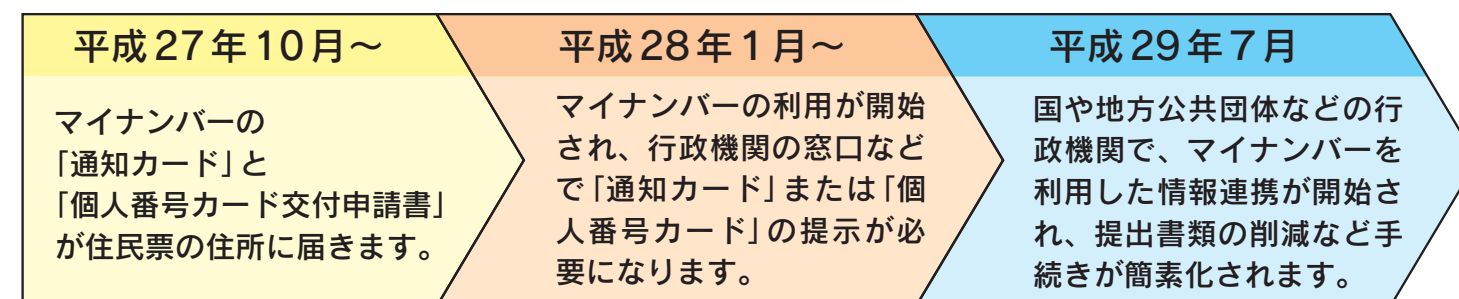
マイナンバーについての 大切なお知らせ

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで
マイナンバーが必要になります。

平成27年10月から、あなたにもマイナンバーが通知されます。
同時に、窓口での手続きがスムーズになる「個人番号カード」の
申請が始まりますので、必要な手続きをされるよう、お願いします。
詳しくは次ページ **1** ～ **4** をご覧ください。

- マイナンバーとは、一人ひとりが持つ12桁の番号（個人番号）です。
一生使うものですので、大切にしてください。
- マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、
国民の利便性の向上や行政の効率化を高め、
公平・公正な社会を実現するための制度です。

■マイナンバー制度実施の流れ



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



金 沢 市

詳しくはこちら →

1 平成27年10月以降、マイナンバーの「通知カード」が届きます。

平成27年10月から11月下旬にかけて、住民票の住所あてに「通知カード」（紙製）と「個人番号カード交付申請書」を順次発送いたします。（住民票の世帯ごとにお送りします。）

- 確実にご本人にお届けするため、「簡易書留」、「転送不要」でお送りします。12月以降、お手元に届かない場合は、市民課専用窓口（076-220-2150）までお問い合わせください。

(おもて)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

住所 ○○県 ■■市△△町◇丁目○番地 NN

平 成 5 年 3 月 3 1 日 生 性 別 女

発行 平成27年10月NN日

(うら)

通知カードイメージ

マイナンバー

(キリトリ)

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

NNNNNN市長様
(地方公共団体情報システム機構 宛)

個人番号 1234 5678 9012

氏名* 番号 花子

住所 ○○県 ■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

※代替文字情報

電話番号 外国人居民の区分

在留期間等 満了の有無 N 在留期間等 満了日

右欄の点字表記を希望する □

※最大11文字まで(濁点等は1文字)

パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。

右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

(キリトリ)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

(キリトリ)

表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

・最近6ヵ月以内に撮影
・無帽、正面、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

●以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。

○ 署名用電子証明書※ ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

○ 利用者証明用電子証明書

代理人記載欄

代理人氏名(自署) 印 本人との関係

代理人住所

【ご注意】表面の記載事項のうち、白枠の項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

●申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管願います。

マイナンバー

「通知カード」は、必ず受け取り、なくさないよう大切に保管してください。

- 「通知カード」は、マイナンバーを証明する書類として、今後、市役所の窓口や、その他の行政機関での手続きで必要となります。
- お勤めの方は、給与支払などのため、勤務先からご本人と扶養親族のマイナンバーの申告を求められます。
- 氏名や住所などに変更があったときは、市役所の窓口にお持ちいただき、裏面に変更後の内容を記載する必要があります。

2 「通知カード」が届いたら、「個人番号カード」のお申し込みができます。

「個人番号カード」持つことで、窓口での行政手続き（裏面 4 参照）がスムーズにできますので、なるべく取得することをお勧めします。

ご希望の方は、3 のいずれかの方法でお申し込みください。

初回の発行手数料は無料です。（再発行は有料）



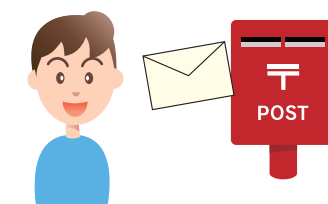
個人番号カードのメリット

- ▶ 本人確認の際の公的な身分証明書となります。
- ▶ コンビニで住民票・印鑑登録証明書・戸籍などが取得できます。（平成28年5月以降）
- ▶ e-Tax等の電子申請など、電子証明書の機能を持たせることもできます。

3 「個人番号カード」のお申し込みとお受け取りは次の2つの方法があります。

- どちらの場合でも、原則として、ご本人に一度窓口まで来ていただく必要があります。

1 郵便などでお申し込み（窓口でお受け取り）



個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、ご本人の顔写真を貼付のうえ、平成27年10月以降に郵便でお申し込みください。（スマートフォンなどからの申し込みもできます。）



平成28年1月以降、個人番号カード交付決定通知書が届きます。



窓口で個人番号カードをお渡しします。

交付窓口 市民課	お持ちいただくもの ・通知カード ・個人番号カード交付決定通知書 ・運転免許証などの本人確認書類※
-------------	--

2 窓口でお申し込み（郵便でお受け取り）



個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、ご本人の顔写真を貼付のうえ、平成27年10月以降に窓口でお申し込みください。

受付窓口 市民課または 市民センター	お持ちいただくもの ・通知カード ・個人番号カード交付申請書 ・運転免許証などの本人確認書類※ ・顔写真
--------------------------	--



平成28年1月以降、ご自宅あてに個人番号カードが届きます。（本人限定受取郵便でお送りしますので、受け取りの際には、運転免許証や健康保険証など公的な身分証明書をご用意ください。）

※運転免許証・写真付き住基カード・在留カード・身体障害者手帳・パスポートなどのうち1点（お持ちでない場合は、保険証・介護保険証・年金手帳・学生証などから2点）